

ち い き じ ゅ う た く け い か く か な が わ け ん ち い き
地域住宅計画(神奈川県地域)

かながわけん よこすかし ひらつかし かまくらし ふじさわし おだわらし ちがさきし ずしし みうらし はだのし あつぎし
神奈川県、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木
やまとし いせはらし えびなし ざまし みなみあしがらし あやせし はやままち さむかわまち おおいそまち にのみやまち なかい
市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井
まち おおいまち まつだまち やまきたまち かいせいまち はこねまち まなづるまち ゆがわらまち あいかわまち きよかわむら
町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

平成28年3月

地域住宅計画

計画の名称	地域住宅計画（神奈川県地域）		
都道府県名	神奈川県	作成主体名	神奈川県及び横須賀市等 ³⁰ 市町村
計画期間	平成 23 年度	～	28 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は関東平野の南西部に位置し、戦後、人口や産業の急速な集積を受けて、既成市街地の外延化、鉄道沿線の大規模な開発により、丘陵部の農地・山林が宅地化された。その結果、県の東部から中央部にかけて市町の区域を越えて連担した市街地が形成された。オイルショック後は、住宅政策が量から質への転換がうたわれた中で「良好な住環境の確保」を政策目標に掲げ、施策展開を図った。また、地価高騰の影響からミニ開発が進み、住宅地のスプロール化が進行していった。

現在は、2,416平方キロメートルの地域に約910万人が生活している。

平成25年住宅・土地統計調査によると、地域の住宅総数は約435万1千戸で、世帯数約387万2千戸を上回っているが、最低居住面積水準未滿世帯の割合を見ると8.8%と全国平均の7.1%を上回っている。また、80万3千200戸が昭和56年より前に建設されたストックであり、耐震性が確認されていない住宅が多数存在する。

一方、住宅のセーフティネットとなる公営住宅については、県営約4万5千戸、市町営約6万3千戸を有しているが、その多くが昭和40年代以前に建設されたものであり、今後、建替等による更新が必要となってくる。

2. 課題

【公営住宅等】

- 老朽化した住宅が多数存在し、建て替えや機能改善、必要とする供給量の確保が必要となっている。
- 周辺地域に比べて高齢化が進んでいることから、高齢者世帯への対応や子育て世帯を呼び寄せるための取組が必要となっている。

【安全・安心】

- 新耐震基準以前に建設された住宅は約96万戸あり、耐震上不安があるものが多数存在する。
- 住宅のバリアフリー化率は低く、高齢者・障害者等だれもが安心して暮らせる環境を整える必要がある。
- 既存不適格となっている既設エレベーターについて、防災等に係る改修を行い、生活空間の安全性の向上を図る必要がある。
- 民間賃貸住宅において、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を実現していくことが必要である。

【住環境】

- 敷地が細分化され、道路が整備されていない等、災害に対して脆弱な地域において、市街地の安全性の向上、土地の共同化による高度利用が求められている。
- 住環境や景観に対する市民意識が高揚しており、ゆとりとうるおいのあるまちづくりが求められている。
- 空き家・空き店舗が増加している一方で、高齢者・障害者・子育て世帯の支援施設や交流の場が不足している。

【住情報・住宅相談】

- 近年、住宅を巡るトラブルが増加し、消費者が自らの意志で適切な住宅を選択することを可能とするとともに、既存ストックの流通の促進を図るため、情報提供、窓口相談等を行い、健全な住宅市場を形成する必要がある。
- 民間住宅では高経年化と居住者の高齢化が進む分譲マンションの適正な管理や長寿命化などが問題となっている。

【財政】

- これまでも厳しい財政状況の中で長寿命化を主体とした対策を図ってきたが、新たな課題に対しても出来るだけ現在のストックを有効活用して対応することが必要である。

【居住コミュニティの再生】

- 人間が「地域に住む」ことを意識化し、居住コミュニティを重視した施策展開へ大きくシフトする必要がある。

3. 計画の目標

『安全・安心で心豊かな暮らしを実現する住まいと居住コミュニティづくり』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
住宅及び住環境に対する満足度	%	住宅及び住環境に対する総合評価満足率(住生活総合調査)	69%	H20	78%	H28
耐震性が確保された住宅の割合	%	新耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率(住宅・土地統計調査)	86%	H20	91%	H28
県営住宅の募集倍率	倍	募集戸数に対する応募者の割合	11.3倍	H21	10倍未 満	H28

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

目標①: セーフティネットの構築と少子高齢社会への対応を推進することにより、心豊かで安全でゆとりある住まい・まちづくりを実現する。

<事業の概要>

【公営住宅等】

○地域における住宅セーフティネットの機能向上を図るため、公営住宅の建替・買取・借上、新規供給を行う(用地取得も含む)とともに、既存公営住宅等の機能改善、環境改善及び不良住宅等の除却を行う。

○公営住宅等を的確かつ効率的に整備及び管理するために、関連調査の実施や住宅管理システムの整備、長寿命化を推進するための台帳整備を行う。

○公的賃貸住宅入居者の居住の安定を図るため、収入に応じて家賃負担を軽減するとともに、経営の安定化を図るための家賃助成を行う。

○公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金等を受けて用地を取得した団地の整備を行う。

神奈川県営阿久和団地 平成27年度着手 平成29年度完成予定(建設戸数60戸) 平成29年度以降完成予定(建設戸数120戸)
(仮称)厚木市宮戸室団地 平成22年度着手 平成24年度完成(建設戸数60戸)、
(仮称)厚木市宮戸室ハイツ2 平成26年度計画見直し等再検討 平成27年度以降基本計画・基本設計委託を進める。(建設戸数70戸)

○民間手法(PFI制度)を導入した地域優良賃貸住宅(一般型・公共供給)の整備を行う。

山北町 山北駅北側定住促進住宅 平成25年度完成(供給戸数42戸)

【安全・安心】

○高齢者や障害者等誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、既存住宅改良工事に対する助成を行うとともに、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を行う。また、高齢者等の入居を拒まない民間住宅の登録や情報提供を行う。

○住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、外国人、子育て世帯)の入居促進に向けたあんしん賃貸支援を行う。

○高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保を推進するため、生活支援サービス等を行うための施設を整備し、地域の福祉拠点化を図る。

○民間賃貸住宅の活用等による住宅確保要配慮者の入居の円滑化に関する取組みを支援するため、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業等を行う。

○災害に対する都市の安全性を向上させ、被害を最小限に抑えるため、既存住宅耐震改修等に対する助成、災害時の避難所となる公共建築物の耐震補強を行うとともに、優良建築物等整備事業による市街地の環境の整備改善・良好な市街地住宅の供給、ブロック塀の撤去、消火栓の設置等を行う。

○公営住宅等の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置の設置や、戸開走行保護装置の設置を促進し、安全性の向上を行う。

○災害時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するためのデータベース整備を行う。

○健康被害を未然に防止するため、吹付けアスベスト等の飛散防止対策を行う。

○構造計算書の偽装に係る倒壊のおそれのある危険なマンションの居住者及び周辺住民の安全確保等の対策を行う。

○安全安心なまちづくりを推進するため、防犯対策設備及び防災行政無線の整備、防犯パトロール実施支援を行う。

○建築確認審査の信頼性を向上すすため、構造計算プログラムを用いた再計算による構造計算適合性の検証を行う。

○地域福祉を推進するため、公営住宅に社会福祉施設を併設する。

○公営住宅等を高齢者が健康で安心して住み続けられる団地に再生する取組みを進める。

目標②: 自らが住む地域へと関心が広がる中、地域づくりにつながるような住環境向上を実現する。

<事業の概要>

【住環境・まちづくり】

○良好な住環境を創出するため、生け垣設置に対する助成を行うとともに、幹線道路や市町村道等の整備、狹隘道路の改善、公共下水道の整備及び公園広場等の整備を行う。また、地区計画の策定や指定道路図等の策定のための基礎調査を行う。

○地域の活性化や地域コミュニティの維持再生のため、空き家住宅・建築物の活用や、不良住宅等の除却を行う。

・小規模住宅地区等改良事業制度要綱第4章第11第2項(1)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除去を推進すべき区域: 横須賀市内全域、

・同(2)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況: 全戸数 196,300戸、空き家数 28,830戸、割合 14.7%

・同(3)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除去に関する目標: 目標年度 平成30年度、目標値 5件

・小規模住宅地区等改良事業制度要綱第4章第11第3項(1)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域: 横須賀市内全域

・同(2)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況: 全戸数 196,300戸、空き家数 28,830戸、割合 14.7%

・同(3)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の活用に関する目標: 平成24年度から各年度1件

○環境に配慮した住宅の普及のための助成を行う。

○地域への定住を促進するため、転入者等に対する助成を行う。

○一定規模の住宅建設や宅地開発と関連して生活基盤施設を整備し、良好な住宅・宅地の供給を促進するため、住宅市街地基盤整備事業を行う。

○少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下している住宅地において居住コミュニティの創出・再生をめざして、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、互いに支え合う「多世代近居のまちづくり」に向けた取組みを行う。

【住情報・住宅相談】

○健全な住宅市場の形成及び民間住宅の有効活用を図るため、情報提供、マンション相談、リフォーム相談等を実施する。

【その他】

○今後の住宅政策を推進するため、住宅に関する実態調査を行う。

○勤労者等の住宅取得等の負担を軽減するため、住宅資金の利子補給を行う。

○居住コミュニティの形成や子育てを支援するため、コミュニティセンター及び子育て支援施設を整備する。

○木造住宅の普及を促進する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
(A)公営住宅等整備事業	神奈川県		3,731
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		6,036
(A)住宅地区改良事業等	神奈川県		12
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		236
(A)公営住宅等整備事業	平塚市		62
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	平塚市		323
(A)公的賃貸住宅家賃低廉化事業	平塚市		45
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	鎌倉市		45
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	鎌倉市		8
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	藤沢市		761
(A)公営住宅等整備事業	藤沢市		76
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	藤沢市		3
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	小田原市		202
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	小田原市		9
(A)公営住宅等整備事業	茅ヶ崎市		37
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	茅ヶ崎市		55
(A)住宅市街地基盤整備事業	茅ヶ崎市		46
(A)公営住宅等整備事業	逗子市		334
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	秦野市		4
(A)公営住宅等整備事業	厚木市		824
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	厚木市		29
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	大和市		394
(A)公的賃貸住宅家賃低廉化事業	大和市		82
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	伊勢原市		89
(A)住宅市街地基盤整備事業	伊勢原市		8
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	伊勢原市		1
(A)公的賃貸住宅家賃低廉化事業	海老名市		34
(A)公営住宅等整備事業	座間市		28
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	座間市		57
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	座間市		4
(A)公営住宅等整備事業	南足柄市		218
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	南足柄市		1
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	綾瀬市		2
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	葉山町		2
(A)住宅市街地基盤整備事業	葉山町		40
(A)公営住宅等整備事業	大磯町		331
(A)公的賃貸住宅家賃低廉化事業	大磯町		38
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	中井町		1
(A)公的賃貸住宅家賃低廉化事業	山北町		10
(A)地域優良賃貸住宅整備事業	山北町		655

(A)公営住宅等ストック総合改善事業	山北町		48
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	開成町		2
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	箱根町		6
(K)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		330
(K)住宅地区改良事業等	横須賀市		91
(K)住宅地区改良事業等	横須賀市		2
(K)住宅地区改良事業等	横須賀市		2
(K)住宅地区改良事業等	厚木市		9
(K)住宅地区改良事業等	鎌倉市		9
(K)住宅地区改良事業等	山北町		2
社会資本整備総合交付金			15,374
(A)公営住宅等整備事業	神奈川県		2,057
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		177
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		305
地域自主戦略交付金			2,539
(A)公営住宅等整備事業	神奈川県		659
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		842
再生促進事業	神奈川県		4
地域居住機能再生推進事業			1,505
(A)公営住宅等整備事業	神奈川県		2,728
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	神奈川県		0
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		835
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		325
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	横須賀市		112
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	平塚市		167
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	鎌倉市		46
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	鎌倉市		8
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	藤沢市		269
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	藤沢市		7
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	小田原市		251
(A)公営住宅等整備事業	逗子市		34
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	厚木市		45
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	秦野市		5
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	大和市		6
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	伊勢原市		7
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	伊勢原市		92
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	伊勢原市		1
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	海老名市		0
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	座間市		5
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	南足柄市		1
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	綾瀬市		2
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	松田町		6
(A)公営住宅等ストック総合改善事業	山北町		11
(A)住宅・建築物安全ストック形成事業	愛川町		1
(K)公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		47
防災・安全交付金			5,011
合計			24,429

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内
				事業費
公営住宅等駐車場整備事業		神奈川県	—	4
津波避難対策事業		神奈川県	—	137
公営住宅等改善事業		神奈川県	—	10
公営住宅移転費助成事業		神奈川県	—	200
住宅情報提供事業		神奈川県	—	2
公営住宅等除却事業		神奈川県	—	77
公営住宅等再生事業		神奈川県	—	76
屋外環境整備事業		神奈川県	—	4
かながわ住宅計画推進事業		神奈川県	—	4
神奈川県住宅施策等認定事業		神奈川県	—	4
多世代近居のまちづくり推進費		神奈川県	—	23
民間住宅活用推進事業		神奈川県	—	17
あんしん賃貸住宅登録促進事業		神奈川県	—	32
住宅確保要配慮者支援事業		神奈川県	—	8
公的賃貸住宅経営安定化事業		神奈川県	—	850
マンション施策推進事業		神奈川県	—	6
障害者向け住宅改良事業		神奈川県	—	221
マンション政策推進事業		横須賀市	—	3
高齢者居住安定事業		横須賀市	—	5
公営住宅等改善事業		横須賀市	—	1
障害者向け住宅改良事業		横須賀市	—	74
公営住宅移転費助成事業		横須賀市	—	45
公営住宅等除却事業		横須賀市	—	27
住宅管理システム整備事業		横須賀市	—	16
公的賃貸住宅経営安定化事業		横須賀市	—	66
改良住宅耐震診断事業		横須賀市	—	6
空き家解体費用助成事業		横須賀市	—	13
防犯対策設備設置事業		横須賀市	—	1
環境対策推進事業		平塚市	—	37
障害者向け住宅改良事業		平塚市	—	28
ブロック塀改善事業		平塚市	—	12
生け垣設置事業		平塚市	—	3
公営住宅駐車場整備事業		平塚市	—	76
公営住宅等除却事業		平塚市	—	47
耐震改修促進事業		鎌倉市	—	31
ブロック塀改善事業		鎌倉市	—	8
民間住宅活用推進事業		鎌倉市	—	149
住宅リフォーム助成事業		鎌倉市	—	9
あんしん賃貸支援事業		鎌倉市	—	2
耐震改修事業		藤沢市	—	13
障害者向け住宅改良事業		藤沢市	—	16
環境対策推進事業		藤沢市	—	39
防犯灯設置事業		藤沢市	—	121
住宅管理システム改修事業		藤沢市	—	10
高齢者居住安定事業		藤沢市	—	2

障がい者向け住宅改良事業		小田原市	—	10
ブロック塀改善事業		小田原市	—	6
公営住宅周辺道路整備事業		逗子市	—	10
公営住宅等除却事業		逗子市	—	5
公営住宅移転費助成事業		逗子市	—	31
耐震改修促進事業		逗子市	—	12
住宅資金利子補給事業		逗子市	—	11
高齢者向け住宅改良事業		逗子市	—	1
環境対策推進事業		逗子市	—	45
生け垣設置事業		逗子市	—	2
防犯対策設備設置事業		逗子市	—	10
公営住宅等除却事業		三浦市	—	9
耐震改修促進事業		秦野市	—	9
マイホーム取得助成事業		厚木市	—	234
住宅リフォーム助成事業		厚木市	—	1
公営住宅等除去事業		厚木市	—	19
市営住宅敷地整地事業		厚木市	—	20
障害者向け住宅改良事業		大和市	—	25
耐震改修促進事業		大和市	—	39
住宅資金利子補給事業		大和市	—	33
あんしん賃貸支援事業		大和市	—	11
住宅資金利子補給事業		伊勢原市	—	14
防犯対策設備設置事業		伊勢原市	—	19
耐震改修促進事業		伊勢原市	—	2
公営住宅等整備事業		伊勢原市	—	10
住宅資金利子補給事業		海老名市	—	5
公共下水道整備事業		海老名市	—	38
住宅改修助成事業		海老名市	—	9
耐震改修促進事業		座間市	—	7
防犯対策設備設置事業		座間市	—	27
消火栓設置事業		座間市	—	4
公共下水道整備事業		座間市	—	21
公営住宅等整備事業		座間市	—	2
公営住宅等除却事業		座間市	—	35
耐震改修促進事業		南足柄市	—	2
公共建築物耐震改修事業		南足柄市	—	2
住宅リフォーム助成事業		南足柄市	—	5
耐震改修促進事業		綾瀬市	—	10
障害者向け住宅改良事業		綾瀬市	—	10
ブロック塀改善事業		綾瀬市	—	3
障害者向け住宅改良事業		葉山町	—	1
高齢者向け住宅改良事業		葉山町	—	3
耐震改修促進事業		葉山町	—	1

生け垣設置事業		葉山町	—	1
住宅資金利子補給事業		寒川町	—	50
勤労者個人住宅取得奨励事業		寒川町	—	23
住宅リフォーム等建築工事推進助成事業		寒川町	—	6
耐震改修促進事業		大磯町	—	4
勤労者住宅資金利子補給金事業		二宮町		2
耐震改修促進事業		中井町	—	1
防犯対策設備設置事業		中井町	—	1
住宅資金利子補給事業		中井町	—	2
安全安心まちづくり推進事業		中井町	—	1
公営住宅等除却事業		松田町	—	10
住宅資金利子補給事業		山北町	—	5
地域定住促進事業		山北町	—	24
地域優良賃貸住宅整備事業		山北町	—	45
公営住宅等除却事業		山北町	—	6
空き家活用助成金		山北町	—	1
東山北1000まちづくり推進事業		山北町	—	10
防犯対策設備設置事業		開成町	—	5
防災行政無線整備事業		開成町	—	13
環境対策推進事業		開成町	—	1
住宅資金利子補給事業		開成町	—	6
公共下水道整備事業		開成町	—	10
耐震改修促進事業		開成町	—	3
公営住宅改善事業		開成町	—	1
公共下水道整備事業		湯河原町	—	28
耐震改修促進事業		愛川町	—	1
住宅資金利子補給事業		清川村	—	9
防犯対策設備設置事業		清川村	—	1
社会資本整備総合交付金				3,578
公営住宅等移転助成費用		神奈川県	—	30
改良住宅耐震診断事業		横須賀市	—	23
耐震改修促進事業		鎌倉市	—	45
耐震改修促進事業		藤沢市	—	45
耐震改修促進事業		逗子市	—	7
耐震改修促進事業		秦野市	—	28
耐震改修促進事業		伊勢原市	—	5
耐震改修促進事業		座間市	—	32
耐震改修促進事業		南足柄市	—	3
耐震改修促進事業		綾瀬市	—	23
耐震改修促進事業		葉山町	—	2
耐震改修促進事業		大磯町	—	2
耐震改修促進事業		中井町	—	4
耐震改修促進事業		開成町	—	6
耐震改修促進事業		愛川町	—	4
防災・安全交付金				259
合計				3,837

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

1 次に該当するもののうち、60万1千円（平成21年4月1日以降に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に定める供給計画の変更を行った特定優良賃貸住宅にあっては、48万7千円）を超える所得のある者

- (1) 同居親族を有する者
- (2) 法第6条第2項第2号の事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者
- (3) 災害により住宅に被害を受け移転（一時移転を含む。）を必要とする者
- (4) 住宅の建替え、改修等のため一時的に住宅を必要とする者

2 上記(1)から(4)に該当する者で、一定の収入（平均月収額が入居しようとする住戸家賃の4倍を超える収入をいう。）があるにも関わらず、各種控除の結果、所得要件を下回る者

【賃貸に関する事項】

配慮入居者については、入居者募集のための措置を講じたにも関わらず、3ヶ月以上の空き家である住戸について賃貸する。この場合、認定事業者は当該事由を知事に届けなければならない。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- 1 公営住宅への入居機会を拡大するとともに、真に住宅に困窮する世帯を支援するため、期限付き入居制度を導入する。
- 2 神奈川県借上公共賃貸住宅についても、8で記載した「配慮入居者」（ただし、平成22年4月1日から適用する。）の入居について同様の措置を採る。
- 3 現に独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅が存する区域（同機構が今後地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給を予定している区域に限る。）において、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備の促進を行う。また、同機構が定めた供給計画に基づく地域優良賃貸住宅（子育て世帯型）を供給する。
- 4 県住宅供給公社相武台団地において、高齢者・子育て支援の複合施設整備を核とした団地活性化事業を行う。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。